

AEDレンタル約款（長期プラン：5年または8年）

本約款は、AEDレンタルサービス株式会社（以下「当社」）が提供する長期レンタルサービス（5年または8年契約）の利用条件を定めるものです。

1. 契約の基本原則

- **反社会的勢力の排除：** お客様が反社会的勢力に該当すると判明した場合、当社は何らの催告を要せず即時にレンタル契約を解除します。
- **個別契約の締結：** 本レンタルサービスを利用するにあたり、当社とお客様の間で、レンタル期間（5年または8年）を定めた個別契約書を交わすものとします。契約の方式は、電子契約または押印方式のいずれかによります。
- **転レンタル（第三者への貸出）：** 原則として、レンタル機を当社の許可なく第三者に転貸、譲渡、または担保に供することはできません。ただし、事前にお客様から当社へ転レンタル先（名称、設置場所、管理担当者等）を報告し、当社の承諾を得た場合には、第三者への転貸（転レンタル）を認めるものとします。なお、転レンタル先における適切な管理・使用の遵守、および万が一の破損・紛失等の責任はすべてお客様が負うものとします。

2. 設置管理

- **設置場所・管理担当者の変更：** レンタル期間中に設置場所や管理担当者に変更となった際には、必ず事前に連絡をお願いします。
- **適切な管理と使用：** 同梱の取扱説明書を必ず読み、内容を遵守して適正に使用・管理してください。設置場所の温度環境（例：-5℃～50℃）に注意し、直射日光や高湿度を避けて保管してください。

3. お支払いと解約

- **お支払い方法：** お支払い方法は、毎月払い、年払い、または一括先払いより選択するものとします。なお、年払いについては「先払い」または「後払い」を選択いただけます。原則として、銀行振込、クレジットカード、口座振替による支払いとし、振込手数料はお客様負担となります。
- **中途解約：** レンタル期間中にお客様の都合で解約することが可能です。解約を希望する場合には、解約希望月の1ヶ月前までに当社へ通知し、違約金として20,000円を支払うものとします。
- **返金について：** 一括先払いの場合、中途解約による未経過期間のレンタル料の返金はありません。
- **支払い遅延による契約解除：** お客様の支払いが3ヶ月以上滞った場合、当社は通知・催告なしにレンタル契約を解除し、レンタル機の返還を求めることができます。この場合、お客様は未払金に加え、違約金として20,000円を支払うものとします。

4. 点検・メンテナンス

- **リモート点検：** 当社はお客様のAEDの状態を日々リモートで確認し、問題を検知した場合は直ちに代替機や消耗品発送などの対処を行います。電波状況等によりリモート点検がで

きない場合は、お客様自身でインジケーターを日常的に点検し、異常を発見した際は直ちに当社へ連絡してください。

- **月次点検レポート：** 日々の点検結果はレポートとして、翌月10日までにメール等により配信します。
- **故障時の対応：** 適正な使用環境下で故障が発生した場合は、無償で代替機と交換いたします。

5. 消耗品と救命使用

- **救命使用時の対応：** 実際に救命で使用された際は、直ちにご連絡ください。使用済み消耗品（パッド等）の交換品を無償で送付します。その際、＜使用報告書＞の提出をお願いします。
- **期限管理と無償交換：** 本契約期間中、電極パッドおよびバッテリーの有効期限が到来する場合、当社は期限前に交換品を無償で送付します。お客様は届き次第、速やかに旧品と交換してください。
- **不適切な使用：** 救命以外での不適切な使用（電源の頻繁な入切、不要な開封など）により消耗した場合は、別途実費を請求します。

6. 賠償・補償規定

- **毀損・滅失時の賠償：** 天災、火災、盗難、紛失、またはお客様の過失によりレンタル機が返却不能または修理不能（当社判断による）となった場合、弁償金として未払レンタル料残高の50%を上限として請求します。
- **補償制度：** 契約時に補償金として22,000円を一括前払いでお支払い頂いている場合、上記賠償にかかる免責金額は発生いたしません。ただし、紛失、故意、重大な過失、詐欺、置き忘れ等は対象外です。
- **提出書類：** 盗難時は「盗難届」、被災時は「罹災証明書」の提出が必要です。

7. その他

- **不可抗力：** 自然災害、配送事故等、当社の責によらない事由で引渡しが遅延したことによる損害について、当社は一切の責任を負いません。
- **契約解除と引き揚げ：** 本約款への違反、または支払い遅延が発生した場合、当社は物件を引き揚げるができるものとし、その際の費用はお客様の負担とします。
- **協議事項：** 疑義が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し解決を図るものとします。
- **管轄裁判所：** 本約款は日本法に準拠します。本サービスに関して紛争が生じた場合には、原告の指定する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日： 2017年5月5日

最終改定日： 2026年6月29日